

建設工事に係る業務委託における  
地域の担い手育成を目的とする一般競争入札の運用の試行について

## 1 対象業務

埼玉県財務規則別表第1※で課所長を決裁区分とする案件の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託で、下記の全てに該当するものとして、発注課所長が判断したもの（※企業局においては埼玉県公営企業財務規程別表第7、下水道局においては埼玉県流域下水道事業財務規程別表第4による）。

- 業務内容が比較的容易であり、県内企業、及び県外企業（有効な入札参加者名簿において、県内に「本店又は主たる営業所」がある県内企業以外をいう。）を含む多数の入札参加者が想定される業務  
（例）橋梁点検業務、河川や道路の設計業務など
- 県内全域を地域要件として、県内企業の応札可能業者数が10者以上見込まれる業務

## 2 入札執行方法

価格競争方式で執行する一般競争入札（事後審査型）

## 3 試行件数

当該年度に発注課所が発注する「建設工事に係る業務委託」件数の2割以内（ただし、令和8年度は別途調整）とし、「1 対象業務」に該当するものから選定する。

## 4 地域要件設定

埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドラインの「4 地域要件の設定の基本ルール<ルール1>」を準用し、本試行においても、県内全域を地域要件として応札可能者数を「10者以上」とする。

ただし、「建設工事の競争入札における1者入札の取り扱いについて」は適用せず、1者入札は執行できないものとし、一抜け方式においても同様とする。

## 5 本試行を実施する案件の入札公告への記載

埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱様式第1号の記載例

1 入札対象業務	
(1) 業務名～ (5) 業種及び工事分類名	省 略
(6) その他	[本通知による試行を行う場合は下記を追記すること。] 本業務は、「地域担い手育成（委託）一般競争入札」を試行する業務である。

## 6 発注見通し情報への記載

本試行を適用して発注する案件については、入札情報公開システムの発注見通し情報への掲載する際に、備考欄に「地域担い手（委託）」と記載してください。

## 7 その他

本試行による入札状況、結果等については、追って調査を実施することとし、その調査に協力いただきますよう、お願いします。

入札公告の際には、別紙のお知らせを添付していただきますようお願いいたします。